

第14回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月28日（火）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 16名

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 乙部 毅博 | 2 | 吉田 義明 | 3 | 猪飼 敬司 |
| 4 | 吉田 洋一 | 5 | 太田 勝義 | 6 | 片岡 文洋 |
| 7 | 齊藤 徹 | 9 | 辻本 一夫 | 10 | 向井 良治 |
| 11 | 富倉 浩之 | 12 | 金曾 浩文 | 13 | 太田 福司 |
| 14 | 竹内 稔 | 16 | 岩岡 栄一 | 17 | 原口 武実 |
| 18 | 穀内 和夫 | | | | |

4. 欠席委員 2名

| | | | |
|---|--------|----|-------|
| 8 | 牧田 日出男 | 15 | 今村 昭仁 |
|---|--------|----|-------|

5. 議事日程

| | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 農業委員会業務報告について |
| 日程第2 | 議案第34号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 日程第3 | 議案第35号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 用地利用集積計画の決定について |
| 日程第4 | 議案第36号 | 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見 直しについて |

6. 事務局 吉田局長、豊吉係長、眞鍋主査

7. 閉会時間 午後2時00分

8. 会議の概要

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>ただ今の出席委員は16名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第14回大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、11番・富倉浩之委員、12番・金曾浩文委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>それでは、8月27日開催の第13回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>それでは、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>し、申請内容の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は所有権移転の2件となっております。</p> <p>その内、申請番号2番については、農地法の例外規定において、農業者以外で権利の移転が認められている■■■が牧場経営を目的として農地を取得する案件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉係長 | <p>「農地法第3条第1項の規定による許可について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>別紙ではありますが、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について、■■■地区担当委員、金曾浩文委員から報告願います</p> |
| 金曾委員 | <p>譲受人の希望による所有権移転の案件です。</p> <p>現在、譲受人は積極的に経営規模の拡大を進めており、すべての農地を効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>議長</p> <p>吉田(義)委員</p> | <p>次に申請番号2番について</p> <p>■■地区担当委員、吉田義明委員から報告願います。</p> <p>譲受人の希望による所有権移転の案件です。</p> <p>現在、譲受人は、■■として、長らく■■地区で■■を行っており、すべての農地においては、問題なく利用できると思われま</p> <p>す。</p> <p>また、許可の基本要件はすべて満たしているものと考えま</p> <p>す。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| <p>議長</p> | <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から3番の件を議題といたします</p> <p>それでは、提案説明を求めます。</p> |
| <p>吉田局長</p> | <p>それでは、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は3件でございます。</p> <p>内訳は、所有権移転1件、農地保有合理化事業に係る賃貸借2件であります</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げます</p> <p>ので、よろしく願い致します。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉係長 | <p>議案35号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第1班班長、金曾浩文委員から報告願います。</p> |
| 金曾委員 | <p>あっせんの申し出がありました、■■氏の所有する農地を、地区委員を通じて、農事組合に周知し、売買公募をおこないました。</p> <p>結果、買受者は、あっせん希望者の■■氏と決定になりました。</p> <p>過去の売買実例から価格を決定し、両者に内容を提示し、両者から了承を得ました。</p> <p>ご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>報告が終わりました。なお、申請番号2番及び3番については、農地保有合理化事業により北海道農業公社が買い受けた農地を、買い受け予定者へ賃貸借する案件のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第36号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第36号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて」提案説明申し上げます。</p> <p>ご審議頂きます「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直し」については、北海道が定める農業経営基盤強化促進 基本方針が本年3月に見直しとなったことにより、大樹町においては、この基本構想の見直しが必要となっております。</p> <p>また、基本構想の見直しにあたっては、当農業委員会等への意見照会が必要とされており、大樹町より依頼があったものであります。</p> <p>この基本構想は、認定農業者の認定の基準であり、農業委員会においては、農地あわせん基準の一つである農業者の経営面積の指標となっているなど関わりがあるものとなっております。</p> <p>詳細につきましては、この後、大樹町農林水産課西川農政係長より説明がありますので、変更内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げますのでよろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| <p>吉田局長</p> | <p>それでは、内容について、大樹町農林水産課の西川農政係長より説明を求めます。</p> <p>本日は、ご意見を賜りたく案件がありますので、私のほうから概要の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>内容は吉田局長が説明いたしましたので、今回は見直しする主な項目だけつきまして、北海道の見直し項目に合わせまして説明させていただきます。</p> <p>まず項目1では、農業経営の目標とする所得水準を、現行440万円から460万</p> |

円に検討する予定です。北海道では年間500万の目標となっております。この年間所得につきましては、主たる農業従事者が他の産業の生涯所得に相当する年間所得を確保できるよう、国及び道が算定された基準を踏まえまして算定しております。尚、北海道の指針と異なっている理由は、大樹町は全体が過疎、中山間地域という条件不利地であることから、この基本構想策定当初から北海道の設定した数値より低く設定しており、これも踏まえた目標数値となっております。

続きまして、項目2の農業従事者の目標年間労働時間につきまして、現行では1,800時間から2,000時間を1,700時間から2,000時間の変更を検討しております。目標年間労働時間についても、他の産業の従事者と遜色ない労働時間を目標に、年間労働時間の水準を目標に北海道の基本方針と同じ時間設定の目標に見直し検討しております。大樹町におきましては、実態にそぐわない時間設定になっているかもしれませんが、上限2,000時間の変更がないため、実質2,000時間以内が目標となると思います。

続きまして項目3の新たな農業経営を営もうとする青年の確保目標と年間農業所得水準、いわゆる新規就農に関してですが、現行の確保目標ですが、5年で30名だったものを5年で26名に、農業所得につきましては、経営開始5年後、350万円から360万円に見直しの検討しております。新規農業者の確保人数の目標は、北海道基本方針が前回770人から670人に、約13%の減少となっております。大樹町も同程度の減少率で見直しを検討しております。尚、大樹町の新規就農数の中には、親元就農いわゆる農業後継者も含むこととしており、参考に過去の5年、平成28年から令和2年に新規の親元就農が20人おりましたので、この設定としております。また、大樹町の新規就農者における目標年間農業所得水準につきましては、経営開始後5年後を目途に、先ほど説明しました項目1で定めた460万円の概ね8割程度として、360万円に見直し検討をしております。尚、北海道の基本方針においては、新たな農業経営を営もうとする青年の年間農業所得水準は、項目1で定める北海道の水準の500万を概ね達成することと目標とされております。但し書きで、農業外の新規就農者や、親から独立して新たに経営を開始するものに関しては、経営が安定するまで時間が要することから、経営開始5年後の所得水準は、先ほどの項目1の概ね5割250万程度の達成を目標とされておりますが、当町においては、新規就農、親元就農を含めた新規就農者については、一律8割に設定しております。農用地の利用集積に

関する目標につきまして、今回見直しはしておりません。

続きまして、項目4の農業法人の目標数は、現行10年後50経営体から10年後53経営体に見直しを検討しております。

この農業法人の目標数につきましても、北海道の基本方針において、前回目標値5,200経営体から5,500経営体と5.8%程度の増加を見越していることから、当町においても同程度の増加率を見越して見直しています。かつこ書きの現状51経営体もあるためこの目標数値としております。

続きまして、項目5営農類型ですが、営農類型とは、大樹町において先ほど説明いたしました、項目1、2に示してある目標年間農業所得及び年間労働時間を達成しうる効率的、かつ安定的な農業経営の指標として例示しているものでありまして添付の構想案8ページから25ページに示されております。

今回、北海道の基本方針の見直しでは、主に稲作を主体としている地域では見直しが行われていますが、当町では、今回特段見直しする必要性はないと判断し変更はしておりません。

主な項目の他に、実情に合わせた文章や文言などの修正、昨年実施された農林業センサスの公表数値を元に時点修正を行っております。

最後に、事務スケジュールにつきましては、この関係機関のご意見等を反省させた基本構想案を、十勝総合振興局経由で北海道の協議と同意を得たのちに年明けの1月下旬頃に決定公表する予定となっております。決定後は、この変更した基本構想で運用していくこととなります。

以上で概要の説明となりますので、ご審議賜りたく、提案申し上げますのでよろしくお願い致します。

議長

内容の説明が終わりました。次に、片岡文洋農政委員長より農政委員会での協議の結果を報告願います。

片岡委員

9月22日に農政委員会を開きまして、主な改正・見直しにつきまして協議いたしました。所得水準、労働時間、また新たに農業経営を営もうとする青年の確保目標、農用地の利用集積に関する目標、農業法人の目標数、また営農類型について等協議いたしました。

内容につきましては、先ほど説明がありましたので割愛させていただきますが、この基本構想の見直しにつきましては、問題はないということで農政委員会は判断いたしました。

| | |
|-------------|--|
| <p>議長</p> | <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第36号、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p> |
| <p>吉田局長</p> | <p>次回の総会につきましては、10月28日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>以上をもって、第14回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p> |